明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○経営力向上に関する命令の一部を改正する命令
（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**二）　二

〔省　令〕

○総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（**総務**八四）　二
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令
（**総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境**一）　三
○財務省組織規則の一部を改正する省令（**財務**五四）　三
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令
（**厚生労働**一二〇）　五
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**五一）　六
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同**五二）　六
○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（**同**五三）　六
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令（**同**五四）　六

〔告　示〕

○造船業の事業適応の実施に関する実施指針の一部を改正する告示
（**国土交通**一一二六）　七

〔官庁報告〕

国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　八
臨床検査技師国家試験の施行（同）　九
理学療法士国家試験の施行（同）　九
作業療法士国家試験の施行（同）　一一
視能訓練士国家試験の施行（同）　一三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　一四
義肢装具士国家試験の施行（同）　一五
柔道整復師国家試験の施行（同）　一六
歯科衛生士国家試験の施行（同）　一七
歯科技工士国家試験の施行（同）　一八
言語聴覚士国家試験の施行（同）　一九
第四十八回救急救命士国家試験の施行（同）　二〇
令和六年度情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　三

〔公　告〕

諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　四〇
裁判所
破産、免責関係　四四
特殊法人等
国家公務員共済組合連合会定款の一部変更、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、令和６年度公害防止管理者等資格認定講習の公示関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六〇
会社その他
会社決算公告　七二

府　令　・　省　令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項の規定に基づき、経営力向上に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年九月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

経営力向上に関する命令の一部を改正する命令

経営力向上に関する命令（平成二十八年内閣府、総務省、厚生労働省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「15倍」を「10倍」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

省　令

○総務省令第八十四号

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律（平成五年法律第八十号）第三条の規定に基づき、総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

総務大臣　松本　剛明

総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令

（物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告）

第一条　民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律第三条の規定による報告は、同法第二条第一項の規定により総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体（同項に規定する民間海外援助団体をいう。次条において同じ。）が当該物品を当該物品に係る民間海外援助事業（同法第一条に規定する民間海外援助事業をいう。次条において同じ。）の用に供した後、速やかに、別記様式第一による使用状況報告書を総務大臣に提出して行うものとする。

（物品の使用廃止の報告）

第二条　民間海外援助団体は、前条の規定により民間海外援助事業の用に供した物品を廃棄したときは、速やかに、別記様式第二による使用廃止報告書を総務大臣に提出しなければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第１（第１条関係）

年　月　日

総務大臣　殿

住　所
団体名
代表者氏名

使用状況報告書について

総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（令和６年総務省令第84号）第１条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　民間海外援助事業（以下「事業」という。）の概要

２　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

３　事業における物品の供用の状況

物品の名称	事業名	供用の状況	供用開始年月日	備考

４　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）並びに譲与の理由

添付資料：１　物品が供用されている事業の現況写真（供用の状況の確認が可能なもの）
２　事業が実施されている地域への物品の輸出の事実を証明できる書類

（記載要領）

１　「３　事業における物品の供用の状況」の「供用の状況」の欄には、事業との関連性を明確にした具体的な説明を記載すること。

２　各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

別記様式第２（第２条関係）

年　　月　　日

総務大臣　殿

住　　所
団　体　名
代表者氏名

使用廃止報告書について

総務省の所管に属する物品の譲与を受けた民間海外援助団体の報告に関する省令（令和６年総務省令第84号）第２条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　譲与を受けた物品（以下「物品」という。）の概要

物品の名称	規格等	数量（単位）	譲与を受けた年月日	使用者	備考

2　物品の使用廃止日及び理由

物品の名称	事業名	廃止年月日	廃止の理由	備考

3　物品を他の者に譲与した場合においては、民間海外援助団体から譲与を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

添付資料：廃止の事実を証明することができる書類

（記載要領）
各「備考」の欄には、参考となるべき事項を記載すること。

○総務省・環境省・農林水産省・経済産業省・財務省・国土交通省・厚生労働省令第一号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤　信太郎
厚生労働大臣　武見　敬三

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十八条に規定する承認地域経済牽引事業に関する省令の一部を改正する省令

様式第一中「15」を「10」に改める。

附　則

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○財務省令第五十四号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

財務大臣　鈴木　俊一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［略］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ	（主任公庫等実地監査官及び公庫等実地監査官） **第七条**　［同上］ ２　主任公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第五十九条第一項（エネ

ルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十四条第二項、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三十九条の三十五第二項、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。

３　［略］

（公庫等実地監査官）

第二百三十条　［略］

２　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二十六条第一項、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する。

３　［同上］

（公庫等実地監査官）

第二百三十条　［同上］

２　公庫等実地監査官は、命を受けて、株式会社日本政策金融公庫法第五十九条第一項（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第十七条、産業競争力強化法第二十一条の二十四第二項及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十四条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項、造船法第二十七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十三条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、経済施策を一体的に講ずることによる安全

安全保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。	保障の確保の推進に関する法律第四十八条第五項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項、第五十八条第一項及び第二項、第六十条の十七第一項及び第二項並びに第六十条の二十九第一項、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項及び第二項、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第二十一条第一項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、犯罪による収益の移転防止に関する法律第十六条第一項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和六年九月二日から施行する。

○厚生労働省令第百二十号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十四条第三項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十三条第二項の規定に基づき、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

厚生労働大臣　武見　敬三

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（再就職援助計画の認定の申請）	（再就職援助計画の認定の申請）
第七条の四　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十七項に規定する事業再編をいう。）若しくは同法第二十四条の三第二項に規定する認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編（同法第二条第十八項に規定する特別事業再編をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画若しくは認定特別事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもって代えることができる。	**第七条の四**　法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）又は農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従って実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料については、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもって代えることができる。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)　（略） (ii)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の二十二に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けていること。 (iii)・(iv)　（略） ニ～ヘ　（略） 二　（略） ３～６　（略）	**附　則** （人材開発支援助成金に関する暫定措置） **第三十四条**　（略） ２　人への投資促進コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。 一　次のいずれかに該当する事業主であること。 イ・ロ　（略） ハ　イ(1)、(3)から(7)までに該当する事業主であつて、次のいずれにも該当する事業主であること。 (1)　（略） (2)　次のいずれかを満たす事業主であること。 (i)　（略） (ii)　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十五に基づく事業適応計画（情報技術適応）の認定を受けていること。 (iii)・(iv)　（略） ニ～ヘ　（略） 二　（略） ３～６　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。

○経済産業省令第五十一号

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項の規定に基づき、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第二号中「十五」を「十」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第五十二号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項第一号ハ及びニの規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二十三項第二号中「十五」を「十」に改める。

様式第六の二の（別紙３）の１②中「15」を「10」に改める。

様式第六の三の（別紙１）の１②中「15」を「10」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

３　この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第五十三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第五項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「十五」を「十」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

○経済産業省令第五十四号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第三項第三号ハの規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日　　経済産業大臣　**齋藤　健**

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令（令和二年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「十五」を「十」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定により承認の申請がされた同項の地域経済牽引事業計画であってこの省令の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。